

東京医科歯科大学歯学部附属病院規則

〔平成16年4月1日〕
規則第130号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学歯学部附属病院（以下「本院」という。）は、患者の診療を通じて歯学の教育と研究を行うところとする。

2 本院の組織については、法令等及び国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(病院長の職務)

第2条 組織運営規程第20条第2項に定める本院の病院長は、本院を代表し、本院の管理運営について統括する。

(副病院長)

第3条 本院に、副病院長を置く。

2 副病院長は、病院長の職務を補佐する。

(診療科)

第4条 本院に次の診療科を置く。

育成系診療科、維持系診療科、回復系診療科、総合診療科

2 各診療科の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

(科長)

第5条 前条の診療科に科長を置く。

2 科長は、大学院医歯学総合研究科（歯学系）に属する教授をもって充てる。

3 科長の選考は、第11条に定める病院運営会議が候補者を学長に推薦し、学長が行う。

4 学長は、科長がその職務を十分に果たさず、大学運営に重大な支障をもたらした場合には、役員会の承認を得て解任することができる。

5 科長は、病院長の命を受け当該診療科の業務を掌理する。

(中央診療施設等)

第6条 本院に、中央診療施設等として、次の部を置く。

検査部、歯科技工部

2 前項の各部に、それぞれ部長及び副部長を置く。

3 その他中央診療施設等について必要な事項は、別に定める。

(薬剤部)

第7条 本院に薬剤部を置く。

2 薬剤部に、部長及び主任を置き、医療職員をもって充てる。

3 部長は、病院長の命を受け薬剤部の業務を掌理する。

4 主任は、部長の命を受け薬剤部の業務を処理する。

(看護部)

第8条 本院に、看護部を置く。

- 2 看護部に、看護部長、副看護部長、看護師長及び副看護師長を置き、医療職員をもって充てる。
- 3 看護部長は、病院長の命を受け看護部の業務を掌理し、副看護部長は、看護部長を補佐する。
- 4 看護師長は、看護部長の命を受け看護業務を分掌し、副看護師長は、看護師長を助け看護業務を処理する。

(歯科衛生保健部)

第9条 本院に、歯科衛生保健部を置く。

- 2 歯科衛生保健部に、歯科衛生保健部長、副歯科衛生保健部長及び主任歯科衛生士を置き、医療職員をもって充てる。
- 3 歯科衛生保健部長は、病院長の命を受け歯科衛生保健部の業務を掌理し、副歯科衛生保健部長は、歯科衛生保健部長を補佐し、所掌業務を処理する。
- 4 主任歯科衛生士は、副歯科衛生保健部長の命を受け、所掌業務を分掌する。

(事務)

第10条 本院の事務は、歯学部附属病院事務部事務部において処理する。

(病院運営会議)

第11条 本院に、病院の運営に関する重要事項を審議するために、病院運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 前項の運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 病院長
 - (2) 副病院長
 - (3) 各診療科長
 - (4) 各診療科に勤務する教授
 - (5) 検査部長
 - (6) 歯科技工部長
 - (7) 薬剤部長
 - (8) 看護部長
 - (9) 歯科衛生保健部長
 - (10) 事務部長
 - (11) 上記の者のほか病院長が必要と認める者
- 3 前項に掲げる者に欠員が生じたときは、その間、その者に代わる者を構成員とすることができる。
- 4 運営会議についての必要事項は、細則で別に定める。

(委員会)

第12条 本院に、病院長の諮問に応ずるため必要な委員会を置くことができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長の承認を得て病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。